

公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会

第17回理事会 議事要旨

1 決議・報告があったものとみなされた日

2024年6月5日（水）

2 議事の経過及び結果

【提案事項】

第1号提案 2023年度事業報告について

定款第42条第1項の規定により、2023年度事業報告について、資料1のとおりとすること。

第2号提案 2023年度決算について

定款第42条第1項の規定により、2023年度決算について、資料3のとおりとすること。

第3号提案 常勤理事の報酬の額について

定款第11条第1項第2号及び第26条第1項、役員の報酬等並びに費用に関する規程第3条第2項に基づき、常勤理事の報酬の額について決定すること。

第4号提案 財務委員会の委員の選任について

財務委員会の委員の選任について、委員の団体での役職退任に伴い、財務委員会設置要綱第3条第1項の規定により団体から新たな委員の推薦があったので、定款第36条第3項の規定により選任すること。

第5号提案 理事の利益相反取引の承認について

理事の利益相反取引について承認すること。なお、定款第33条第1項に基づき、特別の利害関係を有する理事は本提案の決議には加わっていない。

第6号提案 第9回（定時）社員総会の開催について

定款第13条の規定により、第9回（定時）社員総会を開催すること。

【報告事項】

第1号報告 2023年度内部監査結果について

2023年度内部監査を実施したので結果について報告した。

第2号報告 特定寄附金及び指定寄附金に関する指定期間の延長について
財務大臣より特定寄附金及び指定寄附金の指定期間の延長が認められた
ことを報告した。

第3号報告 理事の利益相反取引の報告について
理事の利益相反取引について報告した。

2024年5月29日、事務総長・代表理事の河村 正人が理事及び監事の全員に
対して、第17回理事会の決議の目的である事項について提案し、理事会に報
告すべき事項を通知した。

第17回理事会の決議の目的である提案につき、第5号提案については特別
利害関係人を除く理事の全員から、第5号提案以外の提案については理事の
全員から、それぞれ書面により同意の意思表示を得た。

また、第17回理事会の決議の目的であるすべての提案につき、監事の全員
から書面により異議がないとの意思表示を得た。

このため、一般法人法第96条（定款 第33条第2項）に基づき、理事会の決
議の省略の方法により、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったもの
とみなされた。